

令和8年度 五霞町社会福祉協議会 事業計画

I. 基本方針

地域における各種イベントや交流活動が活発に行われるようになり、住民同士の交流や地域活動も徐々に活気を取り戻してきています。一方で、物価高騰の長期化や経済情勢の不透明さなどにより、生活に不安を抱える世帯も見られるなど、地域福祉を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化などにより、生活課題は複雑化・多様化しており、地域における支え合いの重要性は一層高まっています。こうした状況の中で、地域住民一人ひとりが主体となり、互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが求められています。

本協議会では、第3次五霞町地域福祉活動計画の基本理念である「**みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり**」に基づき、地域住民、関係団体、行政機関、専門職等との連携をより一層強化しながら、地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

また、多様化する地域課題に的確に対応するとともに、人と人とのつながりを大切にした地域共生社会の実現を目指し、住民主体の福祉活動を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりを推進してまいります。

II. 重点目標

1. 福祉意識の向上

世代を問わず福祉を身近なものとして捉え、地域の課題や将来の地域の在り方について考える機会を提供するとともに、地域福祉活動を担う人づくりを推進します。

健康福祉まつりにおいては、中学生をはじめとした幅広い世代の住民に対し、福祉やボランティア活動に触れる機会を提供し、福祉への理解と関心の向上を図ります。また、福祉意識の向上とボランティア人口の拡大を図るため、各種ボランティア養成講座を開催するとともに、誰もが気軽に参加できるフードドライブ活動の周知を進め、福祉を身近に感じられる環境づくりに努めます。

学校教育との連携においては、町シニアクラブ連合会と協力し、スポーツ交流や昔遊び体験などの世代間交流事業を実施することで、子どもたちと高齢者が触れ合う機会を創出し、次世代の福祉に対する理解と関心を育みます。

さらに、地域における福祉の担い手を育成するため、町内企業や地域団体を対象とした出前講座等を積極的に実施し、福祉に対する理解促進に努めます。

また、地域住民の交流や憩いの場の創出を目的として実施するみずべ公園管理事業を通じて、地域住民が気軽に集い交流できる環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化と福祉意識の醸成を図ります。

2. 生活支援の充実

町民が抱える様々な生活課題について、気軽に相談できる窓口として心配ごと相談や法律相談の充実を図るとともに、複合的な問題にも対応できるよう関係機関との連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

また、生活困窮者や高齢者、障がい者など日常生活の自立に支援を必要とする方に対しては、就労支援、資金貸付、日常生活自立支援事業等を通じて、自立した生活が送れるよう支援を行います。

さらに、社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対しては、関係機関と連携しながら相談支援を行い、地域の中で安心して生活できるよう継続的な生活支援に取り組みます。

また、地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや地域住民同士の交流の場を創出するため、子ども食堂運営事業を実施します。子どもたちへの食事提供や見守り活動を通じて、地域の大人と子どもがつながる機会をつくり、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域における支え合いの輪の拡充を図ります。

3. ボランティア活動の促進と暮らしの安心感の向上

学校や地域との連携を深めながら、次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動の活性化と人材育成を推進します。

五霞町社協ボランティア活動センターを地域の身近な相談窓口として、ボランティア活動のコーディネートや活動支援を行うとともに、各種ボランティア団体のリーダー研修等を実施し、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

また、近年頻発する自然災害に備え、五霞町災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営が行えるよう、関係機関や団体との連携を図りながら体制整備を進めるとともに、災害ボランティアの育成や研修を実施し、災害時に

迅速な対応ができるよう備えます。

さらに、在宅福祉サービスセンター事業においては、高齢者や障がいのある方が安心して通院や外出ができるよう、公共交通関係機関等と連携を図りながら移動支援の充実に努めます。

4. 多様な支援・サービスと情報提供の充実

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域福祉に参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現を目指します。

高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉・医療・介護・予防などの関係機関との連携を強化し、地域における支援・サービス提供体制の充実に努めます。

また、広報誌「社協だより」やホームページ等を活用し、福祉に関する情報や地域の福祉活動の状況を分かりやすく町民へ発信することで、誰もが必要な情報を入手できるよう情報提供の充実に努めます。

5. 社協基盤と組織体制の強化

地域住民から信頼される社会福祉協議会として地域福祉を推進するため、社会福祉法人に求められる経営組織の強化や財務規律の確立、事業運営の透明性の確保に努めます。

また、関係団体や行政機関等との連携・協働を一層推進し、地域福祉を推進する中核団体としての役割を果たすため、組織体制の見直しや業務の効率化を図りながら、持続可能な組織運営と総合的な体制の強化を進めてまいります。

Ⅲ. 実施事業

【社会福祉事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

- ①各種役員会（理事会、監事会、評議員会）等の開催
- ②会員の加入促進と広報活動
- ③会員サービスの利用啓発と周知活動
- ④広報活動

(a) 社協だより（年3回）の発行

→ 組合加入世帯、会員世帯、町内公共施設等へ配布

(b) 新ホームページの運営

(2) 社会福祉協議会事業・活動

住民に期待される役割を果たしていくとともに国が推進する地域共生社会の実現に向けて、関係機関との緊密な連携協働を進めてまいります。同時に職員全体の資質向上にも重点を置き、各種研修会の充実を図り、業務改善及び事務事業の効果的、効率的な運営も行います。

また、エコキャップ活動や入れ歯の回収、フードドライブなど、誰もが身近に参加できるボランティア活動の一層の周知を図ってまいります。

ボランティア活動名	設置場所
入れ歯回収ボックス	福祉センター「ひばりの里」、 五霞町役場
エコキャップ活動	福祉センター「ひばりの里」、 五霞町役場、中央公民館、 B & G 海洋センター、植竹商店
常設型フードドライブ 『きずなBOX』	福祉センター「ひばりの里」

2. 共同募金配分事業

配分事業を「じぶんの町をよくするしくみ」として位置づけ、地域住民の皆さまが主体となって地域をつくり育てていくための多様な活動に活用されるよう取り組んでいきます。

そのために、事業内容の周知・啓発を進めるとともに、地域のニーズを的確に把握し、必要な資源の開発や事業の実施を推進していきます。

(1) 老人福祉活動

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

外出が困難な方のご自宅を、各行政区のシニアクラブ会長が慰問品を持参して訪問します。

(b) 訪問福祉美容（年3回）

一人で美容院などへお出かけになることが難しい方のご自宅へ美容師が訪問し、ヘアカットのサービスを提供します。

(c) 布団クリーニングサービス（年2回）

寝具類の衛生管理が難しい高齢者などの布団について、洗濯・乾燥・消毒を行うサービスを実施します。

(d) ひとり暮らし高齢者等配食サービス（原則 毎月第2・第4水曜日）

独居高齢者や高齢者のみの世帯で、調理が難しい方に対して昼食を配達し、あわせて安否確認を行います。

(e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス『おちゃ友会』（年1回）

普段外出が難しい一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、食事の提供を行うとともに、交流の場を提供します。

②社会参加活動

(a) 単位シニアクラブや同好会活動の振興

(b) ひばりヶ丘大学運営事業

シニアクラブの会員が深い連帯と認識のもと、健康増進、地域でのリーダー育成を目的に運営。

7月～3月の期間（年間5回）の多種多様な講座・研修を開催します。

③団体援助活動

シニアクラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内の公共施設等に新たにベンチを設置するための助成を行い、高齢者や障がいのある子・者が安心して安全に過ごせるまちづくりを推進する。

(2) 障がい児・者福祉活動

心身障害児者手をつなぐ父母の会の活動への助成

(3) 児童、青少年福祉対策

①公園遊具整備事業

各行政区に設置されている子どもの遊び場や遊具について、その補修・整備に要する費用を助成、

②団体援助活動費

- (a) 子ども会育成会の活動を助成
- (b) 青少年相談員協議会の活動を助成

① 小中学校高齢者疑似体験講座体験

小中学生が高齢者の身体的な変化を体験できる「高齢者疑似体験セット」を活用し、福祉教育を行う。

(4) 福祉育成・援助活動

①法外援護事業

行路人援護費用や災害見舞金等のお渡し

②AEDの設置

③民生委員児童委員協議会への助成

④各福祉研修

先進地視察研修及び福祉に関する講座等を開催

(5) ボランティア活動育成事業

①ボランティア連絡協議会への助成

②団体育成費

各ボランティア団体の運営について助成

③ボランティア協力校の助成

小学校1校、中学校1校へ助成

④ボランティア養成講座

町民を対象とした各種ボランティア養成講座を実施

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員および近隣市町の医療機関に対し、見舞金配分対象者の調査を依頼する。調査終了後、配分委員会において町内の見舞金配分対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）を審議・決定し、決定後は担当民生委員が対象者を訪問し、慰問および見舞金の贈呈を行う。

3. 健康福祉まつり事業

地域住民一人ひとりの健康に対する意識向上と社会福祉の充実を図ることを目的として、健康福祉まつり実行委員会が主体となって企画・内容の検討を

重ね、健康福祉まつりを開催していきます。

4. 心配ごと相談事業

地域住民の皆さまの日常生活で抱えている悩みや問題に対して、4名の心配ごと相談員が丁寧にお話を伺い、適切な助言や指導を行っております。相談内容に応じて、適切な社会資源に繋げるサポートも行っております。また、専門的な知識が必要とされる問題については、無料で弁護士による法律相談も引き続き実施してまいります。

年に一度、心配ごと相談員と弁護士が連携を強化するための全体会を実施し、より質の高い支援を提供する体制を整えております。

本事業の情報は、広報誌やホームページに掲載も引き続き行い、地域住民の方に周知してまいります。

① 一般相談（毎月第2・第4火曜日、予約制）

午後1時30分から4時まで相談室において相談員の協力を得て実施

② 法律相談（毎月末の火曜日、予約制）

午前9時より30分毎に相談室において弁護士の協力を得て実施。
ただし町民限定で先着5名とする。

5. 善意銀行運営事業

地域住民の社会福祉を推進することを目的に、住民の方々や会社、団体等から善意の金品の預託（金品、使用済切手、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経由して、各社会福祉事業の資源として払い出しを行います。

今年度も引き続き、フードバンク茨城と連携をしながら、生活困窮者等に対して、食料提供の支援を行っていき、広報誌や各関係機関を介して、フードバンク・きずなBOXの周知を図ってまいります。

また、小口資金貸付事業については、返済支援計画に基づき、返済が滞っている方への相談支援を民生委員と連携して行っています。

あわせて、事業運営の適正化を図るため、貸付に関する規程の見直しを行い、判断基準の明確化に努めてまいります。

6. 福祉用具貸与事業

町内在住の高齢者や障がいのある方、またはケガなどにより日常生活に支障をきたしている方を対象に、特殊ベッド・車いす・松葉づえ等の福祉用具を貸し出す。これにより、対象者の自立支援や外出機会の拡大、社会参加の促進を図るとともに、家族の介護負担の軽減につなげる。さらに、介護保険制度を補完する役割を担いながら、緊急の貸出依頼にも安全に対応できる体制を整備し、併せて訪問点検を実施できるよう努める。

7. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯および高齢者世帯を対象に資金の貸付や相談支援を行い、経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、安定した生活が送れるよう支援する。また、茨城県社会福祉協議会、町、県西県民センター、民生委員などの関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を整える。

特例貸付については、フードパントリー&相談会を開催し、償還免除や償還猶予に関する相談がしやすい環境を整備することで、借受人へのフォローアップ支援を効果的に実施する。

8. 子ども食堂運営事業

五霞町においても、家庭環境や地域とのつながりの希薄化などを背景に孤独を感じながら生活している子どもたちの存在が懸念されています。こうした現状を踏まえ、子どもたちが安心して集い、温かい食事を囲みながら笑顔で過ごせる居場所を地域の中に創出することを目的として、子ども食堂の開設を計画いたしました。

本事業は、地域ボランティアを中心とした運営体制を構築し、毎月第2土曜日に月1回開催する予定です。食事の提供を通じて子どもの孤食解消を図るとともに、世代を超えた交流を促進し、地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進してまいります。

また、将来的には子ども食堂を活動の基盤とし、レクリエーション活動の実施、他の居場所づくり団体との連携・交流、学習支援などへと発展させ、子どもたちの健やかな成長を多角的に支援できる体制の構築を目指します。

【受託事業】

1. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

地域住民の福祉増進を目的に、相談、教養、健康増進、および地域福祉活動の拠点運営を行います。シニアクラブ、ボランティア団体等の活動の場として居場所を提供し、関係機関と連携していきます。

指定管理者として、経年劣化の修繕等については、町と協議しながら実施し、施設の維持管理に努め、衛生的な環境にも配慮してまいります。

また災害時の指定福祉避難所、災害ボランティアセンターとして、BCP（業務継続計画）に沿った役目を果たせるよう環境を整えます。

2. 在宅福祉サービスセンター運営事業

高齢化に伴い生活課題が複雑化・多様化する中で、町民主体の福祉活動をさらに活性化させるため、新たに協力会員の確保と移送サービスを支える担い手の育成に注力し、介護保険では補えない谷間のニーズに対しても柔軟に応えられる支援体制を構築するとともに、行政・ケアマネジャー・民生委員等の関連社会資源と緊密に連携し、広報誌等での周知を強化することで、町民参加型福祉社会の実現を目指します。

3. 日常生活自立支援事業

生活力や判断力の低下がみられる認知症高齢者や精神障がい者、生活困窮者等の増加に伴い、今後も需要の拡大が見込まれます。これらの潜在的ニーズを的確に把握するため、関係機関に対し積極的に事業内容の情報提供を行い、周知・普及に努めます。

また、相談内容は多岐にわたることから、関係機関と連携を図りながら、地域において安心して生活を継続できるよう、柔軟かつ適切な対応を行います。加えて、関係機関との連携体制をこれまで以上に強化し、情報共有の仕組みを充実させることで、より早期の相談支援につなげられる体制の整備を進めます。

さらに、専門員および生活支援員の資質向上を目的として各種研修へ積極的に参加するとともに、生活支援員の担い手確保にも取り組み、支援体制の充実を図っていきます。

4. みずべ公園管理事業

地域住民等が安全かつ快適にみずべ公園を利用していただけるよう、草刈り、害虫対策、美観維持を目的として、イベント等の利用を把握し、安全対策を重視しながら実施していきます。

5. 地域支援事業（五霞町地域包括支援センター）

（1）介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者・要支援 1・2 の方を対象に公正中立な立場で生活機能の低下を防ぐことができるように本人主体的なケアマネジメントを行います。

（2）通所型サービス C 事業

事業対象者・要支援 1・2 の方を対象に理学療法士等の専門職によるリハビリを少人数でおこない生活機能の維持・改善を 3 ヶ月の短期集中で実施していきます。

（3）一般介護予防事業

《介護予防把握事業》

生活機能の低下の恐れがある地域住民の方を把握し、早期に介護予防に繋げるため、70 歳・75 歳・77 歳・79 歳・82 歳・85 歳（4 月 1 日時点）で事業対象者・要支援・要介護認定を受けていない方を対象に基本チェックリストを実施する。必要に応じて、本人宅へ電話、民生委員等からの情報収集を行います。

《介護予防普及啓発事業》

- ① 高齢者の心身機能の低下等を予防するとともに介護予防の普及啓発を行うため、「元気はつらつ倶楽部」を行政区集会所及び「ひばりの里」において実施予定。五霞シルバーリハビリ体操指導士会と協力し高齢者の健康維持・増進に取り組んでまいります。
- ② 「介護予防教室」を年 1 回以上実施する。歯科衛生士・栄養士等による講話、レクリエーション、脳トレ等を行い、介護予防・認知症予防に取り組んでまいります。
- ③ 地域包括支援センターだよりを年 2 回作成し、介護予防等の啓発に努めていきます。
- ④ 65 歳以上の住民に対し、希望する日時・場所に職員や講師を派遣して、

介護予防に関する啓発「出前介護予防教室」を実施いたします。

- ⑤「ひばりフィットネス」を設立し、通いの場を提供する。特に高齢者に対しては、フレイル予防や地域交流の場となるように努め、住み慣れた地域で生活を継続できるように取り組んでいきます。

《地域リハビリテーション活動支援事業》

通いの場へ、専門職を派遣し介護予防啓発を年1回以上実施していく。

(4) 包括的支援事業

- ① 介護予防支援業務…要支援1・2の方を対象に公正中立な立場で要介護状態にならないよう本人主体的なケアプラン作成を行います。
- ② 総合相談支援業務…行政、地域の多機関と連携しワンストップで総合相談に応じていきます。
- ③ 権利擁護業務…高齢者が尊厳のある生活を全う出来るように、権利擁護や虐待防止に努め、行政、関係機関と連携し、支援する。五霞町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催していきます。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務…地域のケアマネジャー等に対し、五霞町ケアマネジャー連絡会を開催、情報交換や連携を図っていきます。地域のケアマネジャーへの支援、ネットワークを構築。地域ケア個別会議を開催し、ケアマネジャーが抱えている事例に対して多職種による専門的な助言を行い、自立支援の視点を深めサービス提供の質向上に寄与していき、地域の課題を明確化していきます。

(5) 生活支援体制整備事業

民生委員と協力し、地域ボランティアの連携を含め見守り活動を継続する。第1層協議体「ひだまり」を開催し地域ごとの課題に応じた施策を強化し、生活支援コーディネーターを中心に行政機関、民生委員、専門機関等が地域資源の開発・発掘のための取り組みを進めます。

既に活動を展開している第2層協議体の取り組みを一層充実させ、多様な立場の住民が参加できる体制づくりを進めます。

また、地域の居場所である「どこでも誰でも型居場所」を地域特性に合わせ、地域交流の場を拡大してまいります。

(6) 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人やその家族に対して相談支援を行うとともに、行政や関係機関と連携し、支援ネットワークを構築していきます。

認知症初期集中支援チーム員を配置し、受診やサービスにつながっていない認知症と疑われる方やその家族を支援し、早期問題解決を目指します。オレンジミーティングを毎月開催し、情報の共有化を図る。オレンジカフェ「Go Cafe 心音」を毎月1回開催し、認知症予防や交流の場として実施してまいります。

また、世界アルツハイマーディに啓発活動や認知症サポーター養成講座などを開催し、地域の認知症への理解を普及させていく。チームオレンジでは、地域全体で認知症の人や家族を支えられるように、コーディネーターを中心に地域住民（ボランティアやサポーター）への体制づくりをすすめ、運営が円滑に機能できるよう支援していきます。

(7) 任意事業

介護方法や介護予防、介護者の健康作り等の知識・技術向上のために家族介護教室を開催していきます。